

至急・重要

事務連絡
令和6年3月21日

各地域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
副会長 鈴木 孝一郎

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化 及び周知等について

令和6年3月5日に厚生労働省より令和6年度診療報酬改定の通知が発出されたところであります、
地域支援体制加算等の施設基準の算定要件として、夜間・休日を含む時間外の対応、災害・新興感染症への対応、在宅医療への対応といった、薬局が果たす医薬品提供体制に関する情報を、地域の行政機関もしくは薬剤師会等を通じて、地域住民、医療関係者等に対して情報発信を行うことが求められています。

これを踏まえて、本会においては標題の件に関して対応すべく、県内の保険薬局の医薬品提供体制に係る情報を収集することといたしました。

各地域薬剤師会におかれましては、収集した情報をもとに、貴地区に所在する各保険薬局の情報リストをホームページ等において地域住民や医療関係者等に向け、わかりやすく適切にご提供いただく等、情報発信へのご対応につきましてご理解、ご協力をお願いいたします。なお、ホームページを設置されていない薬剤師会については、本会ホームページへの一覧掲載を予定しております（ホームページを設置している薬剤師会は県薬ホームページにリンク予定です。）。

つきましては、会務ご繁忙の折誠に恐縮ですが、下記により各保険薬局の情報を収集いたしますので、貴会所属の薬局へご周知いただき、情報収集にご協力を賜りますようお願い申し上げます。6月の施行に向け期日が迫っておりますので、速やかにご対応いただきますよう合わせてお願い申し上げます。なお、今回は会員薬局向けの暫定版であり、非会員薬局への対応につきましては、追ってお知らせする予定ですので申し添えます。

記

（1）流れ（保険薬局は①のみ）

- ① 保険薬局：下記（2）のフォームにて回答（令和6年3月31日締切）
- ② 静岡県薬剤師会：収集した回答データを地域薬剤師会ごとに取りまとめ、当該薬剤師会にExcelファイルにて送付（4月中旬）
- ③ 地域薬剤師会：データ内容を確認、修正後、速やかに地域薬剤師会のホームページに掲載
※ホームページを運営していない地域薬剤師会は、4月25日（木）までに修正したリストを県薬に送付

（2）保険薬局回答用 URL（Google フォーム）

URL : <https://forms.gle/3DSaPh5YTuQasd7k9>

QRコード :



（3）保険薬局回答期限：令和6年3月31日（日）厳守

担当：静岡県薬剤師会事務局；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp